青森県報

第千百三十七号

令和八年十一月二日（月曜日）

目　次

告　示

○道路の区域の変更……（道　路　課）…一

○道路の供用の開始……（　同　）…一

公　告

○地域森林計画の案の縦覧……（林　政　課）…二

○地域森林計画の変更案の縦覧……（　同　）…二

○右　同……（　同　）…二

告　示

青森県告示第五百六十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和八年十二月一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和八年十一月二日

青森県知事　宮　下　宗　一　郎

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	野々上斗内線	三戸郡三戸町大字斗内字中堤七の一四から三戸郡三戸町大字斗内字荒巻七〇の一まで	前	一一・九〇メートルから一八・一〇メートルまで	七三・〇〇メートル	
			三戸郡三戸町大字斗内字中堤七の一四から三戸郡三戸町大字斗内字荒巻七〇の一まで	後	一二・二〇メートルから一八・一〇メートルまで	七三・〇〇メートル	
			三戸郡三戸町大字斗内字荒巻一一五から三戸郡三戸町大字斗内字荒巻四一の三まで	後	八・五〇メートルから二三・五〇メートルまで	五九・八〇メートル	

青森県告示第五百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和八年十二月一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和八年十一月二日

青森県知事　宮　下　宗　一　郎

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道野々上斗内線	三戸郡三戸町大字斗内字荒巻一一五から三戸郡三戸町大字斗内字荒巻四一の三まで	令和八・一一・二

公　告

地域森林計画の案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により、津軽森林計画区に係る令和九年四月一日から十年間の地域森林計画をたてたいので、同法第六条第一項の規定により、公告し、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和八年十一月二日

青森県知事　宮　下　宗　一　郎

一　縦覧場所

青森県農林水産部林政課並びに東青農林水産事務所、中南農林水産事務所、三八農林水産事務所、西北農林水産事務所、上北農林水産事務所、下北農林水産事務所及び県のウェブサイト

二　縦覧期間

令和八年十一月二日から同年十二月一日まで

地域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、東青森林計画区に係る令和八年四月一日から十年間の地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により、公告し、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和八年十一月二日

青森県知事　宮　下　宗　一　郎

一　縦覧場所

青森県農林水産部林政課並びに東青農林水産事務所、中南農林水産事務所、三八農林水産事務所、西北農林水産事務所、上北農林水産事務所、下北農林水産事務所及び県のウェブサイト

二　縦覧期間

令和八年十一月二日から同年十二月一日まで

地域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、三八上北森林計画区に係る令和七年四月一日から十年間の地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により、公告し、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和八年十一月二日

青森県知事　宮　下　宗　一　郎

一　縦覧場所

青森県農林水産部林政課並びに東青農林水産事務所、中南農林水産事務所、三八農林水産事務所、西北農林水産事務所、上北農林水産事務所、下北農林水産事務所及び県のウェブサイト

二　縦覧期間

令和八年十一月二日から同年十二月一日まで

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青　森　県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚ニ付二十四円九十五銭